

運 行 管 理 規 程

株式会社ジオ・トラベル

制定日：令和8年1月1日

運行管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2の規定に基づき、運行管理者（以下「管理者」という）が事業用自動車（以下「バス」という）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という）の指導監督についての職務ならびに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする

(運行管理者等の選任)

第2条 運行管理者（以下「管理者」という）の選任は、一般貸切旅客自動車運送事業又は旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者の中から別表に事業別に定められた数以上の管理者を社長が任命する

- 2 同一営業所に複数の管理者を選任する場合は、業務を全般的に統括する総括運行管理者（以下「統括管理者」という）を社長が任命する
- 3 管理者及び統括管理者を選任、変更及び解任したときは、15 日以内に営業所所在地を管轄する運輸支局長に届け出る
- 4 管理者の補助者（以下「補助者」という）を選任する場合は、一般貸切旅客自動車運送事業又は旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者又は国土交通大臣が認定する基礎講習を修了した者の中から社長が任命する
- 5 選任した統括管理者、管理者及び補助者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して全員に周知徹底する

(運行管理の組織)

第3条 運行管理の組織は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理する
- (2) 統括管理者は、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括する
- (3) 統括管理者以外の管理者は、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行する
- (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行う
- (5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を講じる
- (6) 管理者は、乗務員に対し法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならない

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第4条 バスの運行中は、運行に関する状況の把握のための体制整備のため、少なくとも1人の運行

管理者はバスの運転業務に従事してはならない

(管理者と補助者の勤務の関係)

- 第5条 管理者は、職場を離れる場合又は補助者に補助をさせる場合には、補助者に業務の引継を行うとともに、補助者に対し補助させる職務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ常に所在を明らかにしておかなければならない
- 2 管理者は補助者の行った運行管理業務についても責任をもたなければならない
 - 3 補助者は管理者を補佐し、補助して行った業務について管理者に報告するとともに裁決を得なければならない

第2章 権限及び職務

(権限)

第6条 統括管理者は、本規程に定める運行管理を統括する

- 2 管理者には、本規程に定める職務を遂行するために必要な次の職務権限を与える
 - (1) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令、並びに運輸規則第36条の規定に基づく適格者以外の選任禁止に関する事項
 - (2) 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者及び選任運転者以外の者の乗務禁止に関する事項
 - (3) 酒気帯び運転者の乗務禁止に関する事項
 - (4) 疾病、疲労、睡眠不足、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれのある運転者及び車掌の乗務禁止に関する事項
 - (5) アルコール検知器の常時有効保持に関する事項
 - (6) 運転者の過労防止、健康管理、労務管理に関する事項
 - (7) 交替運転者の配置に関する事項に関する事
 - (8) 乗務員のための休憩・睡眠又は仮眠に必要な施設の管理に関する事項
 - (9) 乗務員の教育指導、監督及び特別な指導及び適性診断に関する事項
 - (10) 運転者に対する、適性診断の受診に関する事項
 - (11) 補助者に対する指導及び監督
 - (12) 車両の配車及び乗務割当表の作成に関する事項
 - (13) 乗務前・乗務後・乗務途中の点呼の実施並びに乗務事項に関する事項
 - (14) 乗務記録に関する事項
 - (15) 運行の主な経路の調査に関する事項
 - (16) 運行指示書の作成及び運転者に対する指示に関する事項
 - (17) 運行記録計に関する事項
 - ① 運行記録計の管理及びその記録の保存に関する事項
 - ② 運行記録計による記録のできない車両、その他整備不良車の運行禁止に関する事項
 - (18) 車内の掲示（当該事業者の氏名及び名称、運転者名、車掌名、自動車登録番号）の取扱に関する事項

- (19) 車両の非常口、車両の清潔保持に関する事項
 - (20) 応急用具、故障時の停止表示器材及び非常信号用具並びに消火器の取扱い及び備付けに関する事項
 - (21) 苦情処理簿及び遺失物台帳に関する事項
 - (22) 乗務員台帳の整備保管に関する事項
 - (23) 運行を中断したときの措置決定に関する事項
 - (24) 交通事故が発生した場合の措置並びに死傷者の応急措置の決定及び事故処理に関する事項
 - (25) 自動車事故報告規則に基づく事故報告に関する事項
 - (26) 事故の記録と原因究明及び事故防止対策と事故警報に基づく対策指導並びに事故統計に関する事項
 - (27) 異常気象時における応急措置の決定及びこれに伴う運行指令に関する事項
 - (28) 避難訓練等に関する事項、ただし、車庫、その他の施設及び運行中の車両火災の消火訓練、震災時の避難訓練等は統括安全衛生管理者又は安全管理者及び防火管理者と連携して行う事項
 - (29) その他、下記運行管理関係帳票類の記載と整理に関する事項
乗務員台帳、出勤簿、点呼記録簿、運行指示書、事故報告書、事故記録簿、事故統計業務日誌、乗務記録、運行記録計による記録紙、苦情処理簿、遺失物台帳等
- 3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができる。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重する

(職務)

- 第7条 管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第48条及び本規程の定めに従い、誠実公正にその職務を遂行しなければならない

(研修)

- 第8条 管理者は、運輸支局長の行う研修ないしは国土交通大臣が認定する講習を受講しなくてはならない

(選任運転者以外の運転禁止)

- 第9条 管理者は、旅客の輸送を目的としない場合を除き、運転者として選任された者以外の者及び旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和31年政令第256号）の要件を備えない者にバスを運転させてはならない

(運転者の確保)

- 第10条 管理者は、安全運行を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努める
- 2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力する

(適性診断の受診)

- 第11条 管理者は運転手に対して安全な運行の意識向上のため、少なくとも2年に一度は国土

交通省が認定する適性診断を受診させなくてはならない

(乗務員台帳)

第12条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次の事項を記載した乗務員台帳（運転者台帳）を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用する

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者名及び営業所名
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れ年月日及び運転者選任年月日
- (5) 運転免許証の番号、免許年月日、種類、条件及び有効期限
- (6) 運転経歴
- (7) 自動車事故歴（道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合）
- (8) 健康状態
- (9) 特別教育の実施状況及び適性診断受診状況
- (10) 運転者の写真（作成前6ヶ月以内に撮影したもの）

2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存する

(事故の記録)

第13条 管理者は、事故が発生した場合には適切に処理するとともに、事故記録簿に次の事項を記録し、事故の再発防止を図り、運行管理上の問題点を把握し、その改善及び運転者の指導監督に資する

- (1) 乗務員氏名
- (2) バスの自動車登録番号
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存する

(乗務員の服務規律の徹底)

第14条 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図る

(乗務員の指導監督)

第15条 管理者は、運転者に対し国土交通大臣告示「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日告示第1676号）により、バスの運転に関する事項について適切な指導監督をする

- 2 管理者は、次に掲げる運転者に対し、前項の国土交通大臣告示の指針に基づき、特別な指導を行い、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせる
 - (1) 死者または負傷者（自動車損害賠償補償法施行令第5条第2号「入院14日以上で医師の治療期間が30日以上 of 傷害」、第3号「入院14日以上 of 傷害」、第4号「医師の治療期間が11日以上 of 傷害」）が生じた事故を引き起こした運転者
 - (2) 運転者として新たに雇い入れた者
 - (3) 65歳以上の高齢運転者
- 3 管理者は、車掌に対し旅客自動車運送事業運輸規則第49条及び第51条に規定された事項について適切な指導監督をする
- 4 管理者は、乗務員に対し非常信号用具、非常口及び消火器の使用取扱方法を指導する
- 5 管理者は、自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止対策に基づき、バスの運行の安全確保について従業員を指導監督する
- 6 管理者は、前各号の指導監督を行ったときは、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、且つ、その記録を3年間保存する

（車掌の乗務）

第16条 管理者又は補助者は、車掌を乗務させなければならないバスに車掌を乗務させる

（点呼の実施）

第17条 管理者等は、品位と規律を保ち厳正な点呼を行う

- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行う

（乗務前点呼）

第18条 管理者又は補助者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の各号により対面して乗務前の点呼を行う

- (1) 原則として個人別に行う
- (2) 出発の10分程度前までに行う
- (3) 営業所の定められた場所で行う
- (4) 日常点検結果に基づく運行の可否を確認する（車両異常、損傷も含む）
- (5) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認する
- (6) 運転者からその日の心身状況を聴取し、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他の安全な運転ができないおそれの有無について確認し、表情、姿勢等を観察してサービスの適否を決定する
- (7) 酒気を帯びていることが確認できた場合、又は健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、他の運転者に替えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させてはならない
- (8) 運行する道路状況、天候、本人の勤務状況及び生活状況に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行う

- (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明証、その他業務上定められた記票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、運行指示書、乗務記録、運行記録紙等の用紙を運転者に渡す
- (10) その他運行中、運行計画に変更が生じた場合等に報告させる事項を具体的に指示しておく

2 管理者又は補助者は、点呼の実施結果について、点呼記録簿に次の事項を具体的に記録し、管理者等が交替するときは引継を確実に行う

- (1) 点呼執行者名及び点呼を受けた運転者の氏名
- (2) 点呼日時
- (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、及び対面、電話の別）
- (4) 運転者の酒気帯びの有無
- (5) 運転者の疾病、疲労等の状況
- (6) 乗務するバスの自動車登録番号（又は社号）
- (7) 日常点検結果に基づく運行の可否の状況
- (8) 指示事項
- (9) その他必要な事項

（乗務後点呼）

第19条 管理者又は補助者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面して乗務後の点呼を行

う

- (1) 帰着後速やかに行う
 - (2) 営業所の定められた場所で行う
 - (3) バス車両、道路及び運行の状況について報告を受ける
 - (4) 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認する
 - (5) 安全運行を確保するために必要と認めた事項についての指示、注意の実施状況を確認する
- 具体的な例として
- (ア) 車両の異常、制動、操縦装置、灯火類の異常の有無の報告
 - (イ) 交通事情、道路状況、その他運行上の参考となる出来事の報告
 - (ウ) 運転中における乗客の苦情、忘れ物その他運行中に起こった出来事の報告など
 - (エ) 車内清掃の有無の報告
- (6) 乗務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受する
 - (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与える
 - (8) 他の運転者と交替した場合は、交替運転者に対し、バス車両、道路及び運行状況の通行について報告を求める
- 2 管理者又は補助者は、点呼の実施結果について、点呼記録簿に次の事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引き継ぎを確実にを行う
- (1) 点呼執行者名及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時

- (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、及び対面、電話の別）
- (4) 乗務したバスの自動車登録番号（又は社号）
- (5) バス車両、道路及び運行状況
- (6) 運転者の酒気帯びの有無
- (7) 交替運転者に対する通告
- (8) その他必要な事項

3 管理者又は補助者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係ある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理する

（行先地点呼）

第20条 管理者又は補助者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については、営業所に備える遠隔地対応型アルコール検知器を携行させて行う

（乗務途中点呼）

第21条 管理者又は補助者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対し、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め確認を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない

- (1) 事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無

2 管理者は、点呼の実施結果について、次の事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引き継ぎを行うこと

- (1) 点呼執行者名及び点呼を受けた運転者の氏名
- (2) 点呼日時
- (3) 点呼の具体的方法（対面、電話の別）
- (4) バス車両、道路及び運行の状況
- (5) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (6) 乗務するバスの自動車登録番号（又は社号）
- (7) 指示事項
- (8) その他の必要な事項

（遠隔点呼）

第20条 事業者、管理者及び補助者は、第18条、第19条、第20条及び第21条の点呼を遠隔点呼により実施する場合、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- 一 遠隔点呼機器は、国土交通省の告示の要件に適合したものでなければならない。
- 二 遠隔点呼を行う管理者又は補助者は、地理情報及び道路交通情報等、車両の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。

三 遠隔点呼を行う管理者又は補助者は、面識のない運転者等に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者と対面又は映像と音声の送受信により通話を行うことができる方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。

- イ 運転者の顔の表情
- ロ 運転者の健康状態
- ハ 運転者の適性診断の受診の結果
- ニ その他遠隔点呼を実施するために必要な事項

四 遠隔点呼を行う管理者又は補助者は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の車両の位置の把握に努めること。

五 遠隔点呼を行う管理者又は補助者は、遠隔点呼を受ける運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。

六 遠隔点呼を行う管理者は、運転者が車両の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者が所属する営業所の管理者又は補助者に連絡すること。

七 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う管理者が車両の運行の業務に従事することができないと判断した運転者の所属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

八 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあつては、遠隔点呼を受ける運転者が所属する営業所の管理者又は補助者による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

九 他の事業者との間で遠隔点呼を行う場合は、当該遠隔点呼の実施に当たり、道路運送法第35条第1項の許可を要する受委託契約について、事業者と当該他の事業者との間において、あらかじめ当該許可を受けていること。

十 事業者は、管理者、補助者及び運転者の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。

十一 遠隔点呼を行う管理者又は補助者は、運転者が従事する運行の業務に係る車両内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所にいる運転者に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

(点呼記録の保存)

第23条 管理者は、点呼の記録を電磁的記録により3年間保存しておくこと。

2 点呼の記録の電磁的記録の保存にあつては、改ざんが容易でない方法によることとし、その作業は点呼を実施した日から1週間以内に行うこと。

3 点呼の記録内容は、次の各号のとおりとする。

一 業務前点呼

- イ 点呼執行者名
- ロ 運転者の氏名
- ハ 車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ニ 点呼日時
- ホ 点呼方法

(イ) アルコール検知器の使用の有無

(ロ) 対面でない場合は具体的方法

へ 運転者の酒気帯びの有無

ト 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ 日常点検の状況

リ 指示事項

ヌ その他必要な事項

二 業務後点呼

イ 点呼執行者名

ロ 運転者の氏名

ハ 車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ 点呼日時

ホ 点呼方法

(イ) アルコール検知器の使用の有無

(ロ) 対面でない場合は具体的方法

へ 自動車、道路及び運行の状況

ト 運転者の酒気帯びの有無

チ 交替運転者に対する通告

リ その他必要な事項

三 業務途中点呼

イ 点呼執行者名

ロ 運転者の氏名

ハ 車両の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ 点呼日時

ホ 点呼の具体的方法

へ 自動車、道路及び運行の状況

ト 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ 指示事項

リ その他必要な事項

四 運転者が従事する運行の業務に係る車両内、待合所、宿泊施設等において遠隔点呼を受けた場合にはその場所を以下のとおり記録すること。

(例) ○○県××市△△(車両内、待合所、宿泊施設名等)

4 点呼等の状況の記録

管理者は、点呼の状況を録音及び録画(電話その他の方法により点呼を行う場合にあっては、録音のみ)して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を90日間保存しなければならない。また、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を90日間保存しなければならない。ただし、当該状況を録画する場合はこの限りでない。点呼の状況の記録にあたっては、次の各号のとおり取り扱うものとする。

一 点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の写真データ(以下「動画

データ等」という)については、記録日が明確になるように保存すること。記録日がデータ保存画面や保存日から判別できない場合には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存すること。

二 動画データ等の情報の取扱いについては、あらかじめ従業員に同意を得ておくこと。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画データ等にアクセスできる者は管理者に限るものとし、閲覧のパスワードを設定しウイルス対策を実施すること。

三 録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という）について、正常に作動しているか確認すること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

（アルコール検知器の有効保持）

第24条 管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を常時有効に保持する

（過労防止の措置）

第25条 管理者は、常に乗務員の健康状態を把握し、過労にならないようにするため、国土交通大臣告示（平成13年12月3日告示第1675号）による勤務時間及び乗務時間の範囲において乗務割を作成し、これに基づきバスに乗務させる

- 2 管理者は、乗務員の休憩、睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理する
- 3 管理者は、健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により、安全な運転又はその補助することができない乗務員をバスに乗務させてはならない
- 4 管理者は、運転者が長距離運転及び夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替する運転者を配置する。なお、交替運転者の配置は別に定める
- 5 管理者は、交替運転者を配置したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示する
- 6 管理者は、乗務員に対して運行途中の休憩場所及び休憩時間を指示する
- 7 管理者は、乗務員が事業用自動車の運転中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれのあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない

（業務記録）

第26条 管理者は、業務前点呼の際に運転者に対して、業務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- 一 運転者の氏名
- 二 運行の業務に係る車両の自動車登録番号等当該車両を識別できる記号、番号その他の表示
- 三 業務の開始、終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離
- 四 業務を交替した場合は、その地点及び日時
- 五 休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時

六 睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置

七 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

八 車掌が乗務した場合は、その車掌名

九 車掌が業務を交替した場合は、交替した車掌ごとにその地点及び日時

十 旅客が乗車した区間

2 管理者は、業務記録の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。

3 管理者は、業務記録を運転者ごとに記録させ3年間保存しなければならない。

(運行指示書による指示)

第27条 管理者は、運行ごとに次の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させる

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 運送契約の相手方の氏名又は名称
- (3) 乗務開始及び終了の場所と日時
- (4) 運行経路と主な経由地の発車到着日時
- (5) 旅客が乗車する区間
- (6) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (7) 乗務員の休憩地点と休憩日時間（休憩がある場合に限る）
- (8) 乗務員の運転又は業務の交替の地点
- (9) 乗務員の宿泊先と名称と住所
- (10) その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 管理者は、運行の途中において、前項第3号から第10号に掲げる事項に変更が生じた場合は、運行について適切な指示を行い、運行指示書に変更の内容、理由及び指示をした管理者の氏名を記載させる

3 管理者は、運行指示書を運行終了の日から3年間保存する

(運転日報【デジタルタコグラフ】による記録)

第28条 管理者は、乗務後点呼の時に下記内容を記録した「運転日報」を印刷し運転者に交付する。

- (1) 乗務したバスの自動車登録番号（又は社号）
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 乗務開始及び終了の場所と日時、主な経過地、乗務した距離
- (4) 旅客が乗車した区間
- (5) 乗務員の休憩地点と休憩日時
- (6) 運転交替及び車掌交替の地点と日時
- (7) 乗務員の宿泊先の名称と住所
- (8) 車掌が乗務した場合はその車掌名

2 管理者は、前項の「運行日報」の内容を確認し、著しい運行の遅延その他異常な状態の概要と原因を把握し、運転者に対して必要な指導を行う

- 3 管理者は、記録計の故障により記録できないバスを運行させてはならない
- 4 管理者は、「運行日報」を記録の日から1年間保存する

(安全日報【デジタルタコグラフ】による記録)

第29条 管理者は、乗務後点呼の時に「安全日報」を印刷し運転者に交付する

- 2 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常が認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行う
- 3 管理者は、記録計の故障により記録できないバスを運行させてはならない
- 4 管理者は、運行記録計による電磁的記録を3年間(経過措置が適用される車両については1年間)保存しなければならない。

(経路の調査)

第30条 管理者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、当該経路の状態に適すると認められる車両を使用しなければならない。

(事故発生時の措置)

第31条 管理者は、バスの運行中に事故が発生した場合は次の条文に従い迅速かつ適切な処理をしなければならない

(1) 人身事故が発生した場合の措置

- (ア) 死傷者のある時の迅速な応急手当などの適切な処置
- (イ) 死者、重傷者のある時の家族に対する即時の通知報告
- (ウ) 遺留品の保管
- (エ) 死傷者の保護
- (オ) 警察署への連絡

(2) 事故による運行中止時の当該バスの乗客に対する措置

- (ア) 旅客の運送の継続
- (イ) 旅客の出発地までの送迎
- (ウ) 旅客の保護

(3) 管理者は事故発生時、きわめて軽微な場合を除き現地の確認を行い、相手や目撃者などの第三者の意見の聴取、現地の写真撮影などを行い原因究明の資料を作成する

(4) 事故発生時は必ず内容を即時に検討し、重大事故に該当する場合はその概要を非常連絡票に基づき24時間以内に陸運支局長への速報を行う

(事故の解決)

第32条 管理者は、事故により死傷者又は重大な損害が生じた場合は、積極的にその解決に努めなければならない

(事故防止対策)

第33条 管理者は、事故防止対策を講じるために、次の事項を処理する

- (1) 事故(軽微な事故を含む)については、その内容、原因等を記録して資料(カラー写真

等)を整理しておく

- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報(テレビ、ラジオ又はインターネットによる情報、事故統計、事故警報その他)を整理し、速やかに事故防止対策を講じる
- (3) 管理者は、乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講じる

(事故の記録)

第34条 管理者は事故報告書に次の事項を記録し、乗務員の閲覧できるところに3年間以上保管をし自己啓発を促すとともに再発防止のための効果的な対策の研究、乗務員への周知徹底を行わなければならない

- (1) 報告書作成日
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 事故の当事者(乗務員を除く)の氏名、住所、連絡先
- (4) 事故の発生日時
- (5) 事故の発生場所
- (6) 事故の発生状況
- (7) 事故の概要
- (8) 事故により生じた負傷状況
- (9) 自動車の登録番号その他の当該車輛を識別できる表示
- (10) 再発の防止など今後の対策

(異常気象時等の措置)

第35条 管理者は、異常気象等により安全運行に支障が生ずる場合には、別に定める「異常気象時措置要領」により対処して運行の制限等を行い、旅客の安全確保に万全を期する

(非常信号用具等)

第36条 管理者は、バスに赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具ならびに消火器を備え付ける

- 2 管理者は、前項の備え付け品の検査を定期的に行わせて性能を確保する
- 3 管理者は、運行中の火災及び震災等の非常の場合に備え、乗務員等に対して定期的に消火訓練及び避難誘導訓練を実施する

(車両の清潔保持)

第37条 事業者は、車両を常に清潔に保持するよう指導監督に努め、定期的に清掃状況を確認しなければならない。

(車両の清潔保持)

第38条 管理者は、バス車両を常に清潔に保持するよう指導監督し、定期的に車両の清掃状況を検分する

(シートベルトの着用等)

第39条 管理者は、乗務員に対して道路交通法の規定に基づくシートベルトの着用を義務付け、装着を確認の上乗務させる

- 2 管理者は、乗務員に対して乗客がシートベルトを確実に装着させて運転するよう指導する
- 3 管理者は、乗務員に対して乗客がシートベルトを常に着用しやすい状態にあるよう指導する

(表彰)

第40条 管理者は、乗務員が次のいずれかに該当する場合は、表彰する。

- (1) 1ヶ月の間無事故・無違反の場合には無事故手当として10,000円を支給する。
- (2) 1年間無事故・無違反の場合には年間無事故無違反者としての功労を称え、表彰状と金一封を支給する。
- (3) 3年間無事故・無違反の場合には功労を称え、表彰状と金一封を支給する。
- (4) 5年以上無事故・無違反の者は、毎年表彰の対象とする。

(遅刻に対しての措置)

第41条 乗務員が自己都合に於いて遅刻をした場合は、以下のとおり定めることとする。

- (1) 出勤時間に遅刻をしたが、運行における出庫時間に間に合った場合は始末書の提出及び管理者より注意勧告とする。度重なる場合は、懲戒対象となる。
- (2) 出勤時間に遅刻をし、運行の出庫時間に間に合わず乗務員変更が生じた場合、始末書の提出及び最低1回の無事故手当支給免除とする。度重なる場合には懲戒の対象となる。
- (3) 体調不良による遅刻の場合は、会社への連絡を出勤時間の1時間前には行わなければならない。症状によっては、病院での診断書の提出を必要とする場合もある。

(乗務員の拘束時間)

第42条 乗務員の拘束時間、休息期間および運転時間については、以下定めることとする

- (1) 自動車運転者の1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基準とし、これを延長する場合であっても15時間を限度とする。この場合、1日の拘束時間が14時間を超える回数は、1週間につき2回以内とする。
- (2) 拘束時間は、原則として、4週間を平均し65時間以内とする。
- (3) 前項の拘束時間の限度は、従業員の過半数を代表する者と協定を締結した場合には、52週間のうち16週間までは、52週の総拘束時間が3400時間を超えない範囲内において、4週間を平均し1週間当たり68時間まで延長できる。ただし、4週間を平均し、1週間あたりの拘束時間が65時間を超える週は、連続16週間までとする。

- (4) ワンマン運行の上限は、昼間実車一運行あたり 590 km まで、夜間実車一運行あたり 490 km までとする。

(乗務員の休息期間)

第 4 3 条 乗務員の休息期間は、以下定めることとする

- (1) 勤務の終了後次の勤務までの間に少なくとも継続して 9.5 時間の休息期間を与える。
- (2) 業務の必要上、継続して 9.5 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合は、4 週間の全勤務回数の 2 分の 1 を限度に、休息期間を拘束時間の途中および拘束時間の経過直後に分割して与えることがある。この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり連続して 4 時間以上、合計 11 時間以上とする。
- (3) 前項の規定は、勤務の途中においてフェリーに 2 時間を超えて乗船する場合は適用しない。

(2 人乗務における拘束時間および休息期間)

第 4 4 条 乗務員が同時に 2 人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合は、拘束時間の限度を 20 時間とする。この場合、休息期間は前条第 1 項の規定にかかわらず 4 時間以上とすることがある。

(隔日勤務における拘束時間および休息期間)

第 4 5 条 業務の都合により必要がある場合は、次の条件により隔日勤務に就かせることがある。

- (1) 2 暦日における拘束時間は、21 時間を超えないものとする。ただし、事業所内の仮眠施設または会社が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間につき 3 回を限度として、2 週間の拘束時間が 126 時間を超えない範囲で、2 暦日の拘束時間を 24 時間まで延長することがある。
- (2) 勤務と次の勤務の間には、連続した 20 時間以上の休息期間を与える。

(フェリーに乗船する場合の拘束時間および休息期間)

第 4 6 条 乗務員が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合は、乗船時間のうち 2 時間（2 時間未満の場合はその時間）を拘束時間として取扱い、その他の時間は休息期間として取り扱うものとする。

- (1) フェリー乗船が 2 時間を超えるときは、前項により休息期間とされた時間を減算後の休息期間は、2 人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の 2 分の 1 以上とする。

(休息期間の配分)

第 4 7 条 会社は、乗務員の休息期間について、乗務員の住所地における休息期間が、それ

以外の場合における休息期間より長くなるよう運行計画において配慮するものとする。

(運転時間)

第48条 乗務員の運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう）を平均して1日当たり9時間、4週間を平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。

- (1) 貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定により、52週間についての運転時間が2080時間を超えない範囲内において、52週のうち16週間までは、4週平均で1週間当たり43時間まで延長することができる。

(連続運転時間)

第49条 連続して運転する時間は、3.5時間を超えないものとする。この場合、自動車運転開始後3.5時間以内に1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上または4時間経過直後に連続30分以上の運転をしない時間をとるものとする。

(一運行の時間)

第50条 自動車運転者が一運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船する場合における休息期間を除く）は、144時間を超えないものとする。

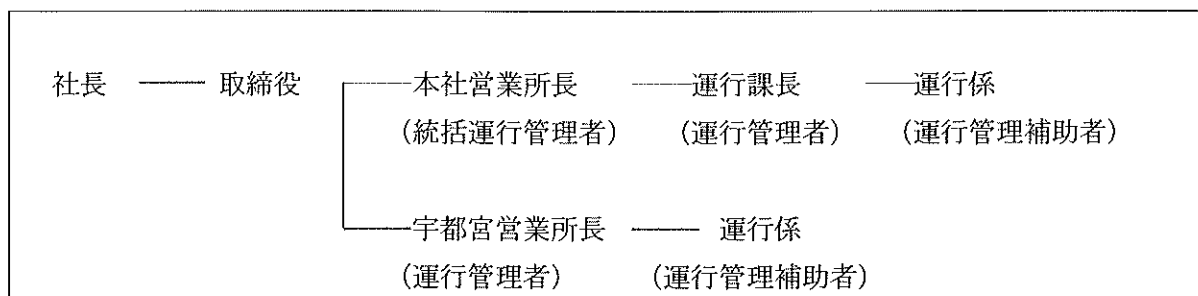
別表 運行管理者の必要選任数

事業用自動車の数	運行管理者数
39両まで	2人
40両～59両	3人
60両～79両	4人
80両～99両	5人
100両～129両	6人
130両～159両	7人
160両～189両	8人
190両～219両	9人

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別添1 運行管理の組織図（第2条関係）



別添2 点呼実施要領（第16条関係）

点呼実施要領

1. 点呼執行者

管理者又は補助者が実施するものとする。ただし、管理者が行う点呼の回数は、点呼を行うべき総回数の1/3以上でなければならない。

2. 点呼の方法

対面点呼または遠隔点呼を原則とする。運行上やむを得ない場合であって、遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合は、電話により点呼を実施する。

3. 点呼場所及び備品等の備付け

（1）点呼場所

- ・営業所内の所定場所（運転者の立つ位置を足型で明示する）で実施するものとする。
- ・所定の遠隔点呼実施営業所等及び被遠隔点呼実施営業所等

（2）備品等の備え付け

点呼場所には、次の備品等を備え付けるとともに重点指示事項等の掲示を行う。

- ・点呼の状況を記録するための録画機器等
- ・遠隔点呼機器
- ・アルコール検知器
- ・血圧計
- ・体温計
- ・時計

4. 点呼状況の記録

（1）対面点呼

点呼場所において、点呼の状況を録音・録画するとともに運転者がアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影する。（点呼の動画内で、アルコール検査時の運転者の顔が容易に識別出来る場合は不要）

（2）遠隔点呼

遠隔点呼を受けた運転者ごとに、点呼結果を電磁的方法により記録し、遠隔点呼を行う営業所等間で共有する。

（3）電話による点呼

点呼執行者が点呼の状況を録音し、運転者が携帯用撮影機器（スマートフォン等）によりアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影する。

5. 点呼を行う時刻

- （1）業務前点呼 日常点検の実施後、出庫の10分前
- （2）業務後点呼 業務終了後、車庫の所定位置に車両を格納した後速やかに
- （3）業務途中点呼 夜間長距離の運行において、休憩地点に到着後速やかに
- （4）行先地点呼 業務前点呼及び業務後点呼は、改善基準告示による休息期間の前後

6. 点呼の進め方

業務 前 点 呼	録画機器等または遠隔点呼機器の準備	① 点呼の状況を記録するための録画機器等(録音、動画撮影、写真撮影)または遠隔点呼機器が正常に作動しているか確認する。
	日常点検の状況の確認	② 日常点検表により運行が可能であることを確認する。
	運転免許証の確認	③ 運転者に運転免許証を提示させ確認する。
	疾病、疲労、睡眠不足等の状況の報告、確認	④ 運転者の顔色、声音や服装などを観察、睡眠状況(睡眠時間)及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがないか質問し確認する。
		⑤ 疾病等の治療中の運転者に対しては、定期的な通院、医師から処方された薬の服用、医師の指示を守っているか確認する。
	酒気帯びの有無の確認	⑥ 運転者の顔色、応答の声の調子等を目視、確認しながら、前日の飲酒の有無(酒量)について質問し確認する。
		⑦ アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認する。
	運行の安全を確保するための指示	⑧ 渋滞や工事、交通規制、天候等により予測される危険性について注意を促し、安全の運行に必要な指示を行う。
	服装の確認	⑨ 運転に支障がなく服務規程に定める服装か、乗客に不快な感じを与えないか確認する。
	携行品の確認	⑩ 運転免許証、業務記録(日報)、運行指示書、その他業務上必要な携行品を確認する。

業務 後 点 呼	録画機器等または遠隔点呼機器の準備	① 点呼の状況を記録するための録画機器等(録音、動画撮影、写真撮影)または遠隔点呼機器が正常に作動しているか確認する。
	携行品の回収	② 業務記録(日報)、運行指示書、携行品等を回収する。
	車両、道路、運行の状況の報告、確認	③ 車両、道路、運行の状況について報告を受ける。
		④ 業務記録(日報)、運行記録計による記録により運行状況を確認する。
	交替運転者に対する通告内容の報告	⑤ 運転者が他の運転者に交替した場合に、車両、道路、運行の状況について通告を行った内容について報告を受ける。
	酒気帯びの有無の確認	⑥ 運転者の状態を目視等により確認を行うとともに、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認する。
	その他必要な事項の指示	⑦ 運転者に翌日以降の運行予定を確認させる。

業務 途 中 点 呼	遠隔点呼機器または写真撮影、録音の準備	① 遠隔点呼機器または点呼の状況を記録するための機器(録音、写真撮影)を準備し、正常に作動することを確認する。
	疾病、疲労、睡眠不足等の状況の報告、確認	② 運転者から健康状態、疲労の度合い、睡眠不足の状況その他安全な運転をすることができないおそれがないか報告させ確認する。
	車両、道路、運行の状況の報告、確認	③ 車両、道路、運行の状況について報告。
	運行の安全を確保するための指示	④ ③の報告をもとに渋滞や工事、交通規制、天候等により予測される危険性について注意を促し、安全の運行に必要な指示を行う。